

質問書に対する回答

件名) 東京外環自動車道 京葉ジャンクションBランプ工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	設計図_参考図96/105	参考図96/105ほかにおいて、『工事用車両出入口』や『工事用車両出口』の旗上げがありますが、工事用車両のヤードへの出入口はこれら「参考図」に示される2箇所に指定されると考えてよろしいでしょうか。指定ではない場合、任意箇所への『工事用車両出入口』は可能でしょうか、ご教示下さい。	工事用車両のヤードへの出入口は指定ではありませんので、貴社の施工計画に基づき計画してください。なお、実際の施工にあたっては、関係機関との協議が必要となります。
2	設計図_参考図45/105、96/105	参考図45/105と、96/105では、国道298号湾岸OFFランプ沿いの同一箇所(No. 137+80)に対して『工事用車両出入口』と『工事用車両出口』との異なる記載があります。これら出入口箇所に対し、出口と入口の使用上の制約はあるでしょうか、ご教示下さい。	出口と入口の使用上の制約はありませんので、貴社の施工計画に基づき計画してください。なお、実際の施工にあたっては、関係機関との協議が必要となります。
3	設計図_参考図32/105	図中に示される「遮音壁」や、国道298号湾岸OFFランプ、県道市川浦安線の「既設道路構造(街渠や切り下げなど)」を一時的に改変することは可能でしょうか、ご教示ください。	一時的に改変することは可能です。なお、実際の施工にあたっては、関係機関との協議が必要となります。
4	設計図_参考図32～33/105	土砂貯留設備-B付近にある電柱2本について、(撤去不可)との旗上げがありますが、移設することは可能でしょうか。ご教示下さい。	移設することは可能です。なお、実際の施工にあたっては、関係機関との協議が必要となります。
5	設計図_参考図102/105	現地を確認致したところ、県道市川浦安線に設置されている電光式情報板より発進立坑ヤードに向けてFEP管が土中に一部埋設されています。「埋設物平面図(その1)(参考図)」には相応の配線が見当たりません。当該配線の種別とルートについてご教示下さい。	当該配線は、参考図102/105に示す「情報板用通信線」が、一部埋設されているものとお考えください。

質問書に対する回答

件名) 東京外環自動車道 京葉ジャンクションBランプ工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
6	設計図_参考図45/105	参考図における工事用車両出口付近(No. 137+80)に設置されている国道298号湾岸OFFランプの電光式情報板について、工事中移設することは可能でしょうか。ご教示下さい。	移設することは可能です。 なお、実際の施工にあたっては、関係機関との協議が必要となります。
7	入札公告説明書 4-2. 技術評価の評価項目等 (社会的要請・特別な安全対策)	評価項目②「発進側立坑部地上ヤードにおける工事用車両の安全管理に関する留意点とその対応策」において、『工事用車両』の定義には、①車両系建設機械 ②移動式クレーンを含むでしょうか。また『工事用車両の安全管理』の定義には、これら①②に関する作業安全を含むでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりお考えください。
8	入札公告説明書 4-2. 技術評価の評価項目等 (社会的要請・特別な安全対策)	評価項目②「発進側立坑部地上ヤードにおける工事用車両の安全管理に関する留意点とその対応策」について、工事用車両出入口部における第三者(歩行者・自転車・車両)への安全に関する提案は評価対象となるでしょうか。ご教示下さい。	技術提案の内容についてはお答えできませんので、貴社でご判断のうえ、提案してください。
9	入札公告説明書 4-2. 技術評価の評価項目等 (社会的要請・特別な安全対策) 設計図_参考図96/105	評価項目②「発進側立坑部地上ヤードにおける工事用車両の安全管理に関する留意点とその対応策」について、「発進側立坑部地上ヤード」とはどの部分が技術提案の対象範囲となるでしょうか。図面96/105において一点鎖線で示される範囲と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。